

茨木市有害獣捕獲檻貸出事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、市が有害獣捕獲檻（以下「檻」という。）を貸し出すことにより、イノシシ、シカ等の有害獣による農林産物被害の軽減を図り、もって農林業の振興と経営の安定を図ることを目的とする。

(貸出対象者)

第2 檻の貸出対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 実行組合（市内農家で組織される農業者団体をいう。）

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(貸出手続)

第3 檻の貸出しを受けようとする者は、有害獣捕獲檻貸出承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、有害獣捕獲檻貸出承認証（様式第2号）を申請者に交付するものとする。この場合において、多数の者から申請があったときは、市長は、必要な調整を行うことができるものとする。

(貸出期間)

第4 貸出期間は、6月以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、貸出期間を6月以内に限り延長することができる。

(檻の搬送、設置及び管理)

第5 檻の引取り及び返却に係る搬送は、檻の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）が行うものとする。

2 檻の設置については、借受者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の許可を受けた公益社団法人大阪府猟友会茨木支部（第5及び第6において「猟友会」という。）と調整し、実施するものとする。

3 借受者は、猟友会の指導のもと、常に善良な管理者の注意をもって檻を管理し、事故等のないよう安全確保に努めなければならない。

4 借受者は、猟友会の指導のもと、毎日、檻の見回り等を行い、有害獣捕獲檻巡回日誌（様式第3号）に檻の状況を記録するものとする。

5 借受者は、貸出しを受けた檻を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

6 借受者は、有害獣の捕獲目的以外に檻を使用してはならない。

7 借受者は、檻の設置場所を変更する場合は、猟友会と協議し、市長へ届出なければならない。

(有害獣の捕獲活動及び処分)

第6 借受者は、猟友会の指導のもと、有害獣の捕獲活動を実施しなければならない。

2 有害獣を捕獲した借受者は、捕獲後速やかに、市長に捕獲情報兼個体処理依頼書(様式第4号)を提出し、有害獣の処理を依頼するものとする。

3 市長は、前項の依頼を受けたとき、有害獣の処理を猟友会に依頼するものとする。

4 有害獣の処理の際、第2項の借受者は、前項の猟友会に当該処理を一任するものとする。

(貸出承認の取消し)

第7 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取り消し、檻を返却させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により貸出しの承認を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(返却)

第8 借受者は、第4に規定する貸出期間が満了し、又は第7に規定する貸出しの承認の取消しによって檻の使用を終了したときは、速やかに檻を原状に回復して市長に返却しなければならない。

2 借受者は、前項の規定により檻を返却するときは、第5第4項の有害獣捕獲檻巡回日誌を市長に提出しなければならない。

(損害賠償等)

第9 借受者は、檻を滅失し、又は損傷したときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 檻の搬送若しくは管理又は有害獣の捕獲活動において発生した事故及び傷病について、市はその責任を負わない。

附則

この要綱は、平成21年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

様式第1号（第3関係）

有害獣捕獲檻貸出承認申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

実行組合

住所

組合長

氏名

電話

有害獣捕獲檻の借受けについて、下記の事項を承諾の上、申請します。

記

* 捕獲した有害獣及び檻の取扱事項

- ・有害獣を捕獲したときは、「捕獲情報兼個体処理依頼書」により農林課へ連絡します。
- ・檻の設置したときは、毎日、檻の見回り等を行い、「有害獣捕獲檻巡回日誌」に状況を記載して、檻を返却するときに提出します。
- ・檻は、借受期間終了後、速やかに返却します。

* 設置場所及び借受期間

設置場所	
土地所有者	
借受期間	年 月 日～ 年 月 日
檻番号	

様式第2号（第3関係）

有害獣捕獲檻貸出承認証

年 月 日

実行組合
組合長
_____様

茨木市長

年 月 日付けで申請のありました有害獣捕獲檻貸出については、下記の条件を付けて承認します。

記

[条件]

貸出期間 年 月 日～ 年 月 日

- ・有害獣を捕獲したときは、「捕獲情報兼個体処理依頼書」により農林課へ連絡してください。
- ・檻の設置時は、毎日確認し、「有害獣捕獲檻巡回日誌」に状況を記載して、檻を返却するときに提出してください。
- ・檻は、貸出期間終了後、速やかに返却してください。

様式第4号（第6関係）

捕獲情報兼個体処理依頼書

年 月 日

（依頼先）茨木市長

住所

氏名

電話

下記のとおり有害獣を捕獲しましたので、処理について依頼します。

記

捕獲場所	茨木市
土地所有者	
有害獣の種類	
捕獲日時	年 月 日 時
檻番号	

FAX 072-620-2289

個体情報記載欄（大阪府猟友会茨木支部が記入）

記入者氏名（ ）

個体重量	Kg	備考
雄・雌 別	雄 ・ 雌	
推定年齢	歳	

檻の管理並びにイノシシ捕獲後の対応について

1. 檻の日常管理（餌の仕掛けも含む）に関しては実行組合にお願いしますので、檻を設置した場所は毎日確認し、巡回日誌に状況を記載して報告してください。
2. イノシシ等を捕獲したときは「捕獲情報兼個体処理依頼書」で農林課へ連絡してください。（FAX可）
3. イノシシ以外（狸、イタチ、狐、てん等）を捕獲したときも「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に抵触するため、必ず「捕獲情報兼個体処理依頼書」に下記場所等の放獣場所を記入の上、農とみどり推進課へ報告してください。
（但し、犬・猫及び家畜は対象外）
 - ①広い河川敷
 - ②人家等から十分に離れた池や沼のほとり
 - ③山間部
4. イノシシ以外の野生獣が捕獲された場合で捕獲者がイノシシと区別できない場合や病気の可能性があると思われる場合は、「捕獲情報兼個体処理依頼書」にその旨記入の上、農とみどり推進課に連絡してください。
5. 捕獲したイノシシは、すぐには搬送等の対応が出来ませんので、留意ください。

問い合わせ先：茨木市産業環境部農とみどり推進課
推進係

TEL 622-8121（内線2354～6）

様式第3号 (第5関係)

有害獣捕獲檻巡回日誌

年 月

借受期間

年 月 日 ~

年 月 日

日	時間	扉		報告		報告内容
		開	閉	有	無	
1	~					
2	~					
3	~					
4	~					
5	~					
6	~					
7	~					
8	~					
9	~					
10	~					
11	~					
12	~					
13	~					
14	~					
15	~					
16	~					
17	~					
18	~					
19	~					
20	~					
21	~					
22	~					
23	~					
24	~					
25	~					
26	~					
27	~					
28	~					

29	~					
30	~					
31	~					